

現代アメリカ政治における経済イシュー —学生への経済支援と政府規制を例として（2007-12）

鵜 浦 裕*

【要旨】 2000年代後半のアメリカ合衆国で、学生への経済支援事業における問題が露呈した。ここでは、その二つスキャンダルと連邦政府の対応について報告する。同国では大学、カレッジ、専門学校の卒業資格は中流生活を可能にする収入を得るための必要条件となっている。そして、その門戸はすべての人に開かれていなければならないという、機会均等の理念があり、人種を問わず平等な社会の実現のために連邦政府の経済支援制度がある。しかしこの制度は平等社会の実現に寄与しているだろうか。この問題を明らかにするために、2つのスキャンダル、それらに対する政府の改善策を調べる。参考文献に示した日本にかんする報道が示すとおり、日本でも最近、大学教育の見直しのなかで、学生への経済支援が注目されつつある。また大学に勤める者として、個人的にも、この問題に取り組む責任があると感じている。日本の学生支援制度については、文末に「付記」として、瀧本貴子、若林祐太の両氏による説明がある。この問題を突きつめていくと最終的には、平等なアクセス、適正な学費、教育内容の説明責任など、合衆国や日本だけではなく、現代社会の高等教育に共通する根本課題に行きつく。

一．問題の見方

学生への経済支援という問題を連邦政府が運営し規制する対象として分析する。そのための前提をいくつか説明しておきたい。

第一に、政府にせよ、民間の団体・個人にせよ、すべての活動については、合衆国憲法（以後、本稿では憲法と表記する）の規定の範囲内におさまることが期待されているとみなす。それによると連邦政府には、経済的には自由市場の安定や競争の開放を維持し、団体や個人の利益を保護する義務がある。また社会的には、国民の健康、安全、福祉を保護する義務もある。それらの義務を果たすために、連邦議会には法律をつくる権限が与えられ、大統領と行政府にはそれを実施する権限が与えられている。それらの法や実施方法が合憲か否かの判断については、連邦最高裁を頂点とする連邦裁判所に委ねられる。以上のことは、統治する者とされる者

* 教授／アメリカ政治

の間の、憲法にもとづく契約である。

第二に、この問題をアメリカ政治の一つのイシューとしてみる。政治イシューとは、対立する利害をもつ個人や団体が連邦政府の規制・監督について、それぞれの立場から、立法やその廃止、強化や緩和を求めて、献金、選挙運動、ロビー活動などの政治運動を展開している争点のことである。便宜上、経済イシューと社会イシューに分けられる。学生ローンの問題は経済イシューの一つである¹⁾。

第三に、連邦議会が決め、大統領の指示のもとに行政が実施する、規制・監督の現状は、個人や団体の運動やそれらの間の力関係に影響されつつ、政府が対立する利害を調停した、妥協の産物としてみなされる。したがってそこに絶対的な自由や禁止がみられることは珍しい。現状はその両極端の間のどこかに、一時的に、位置するだけであり、どこに位置するかは、対立する利害の、その時の力関係によって決まる。力関係が変われば、政府の規制・監督の現状もまた変わる。

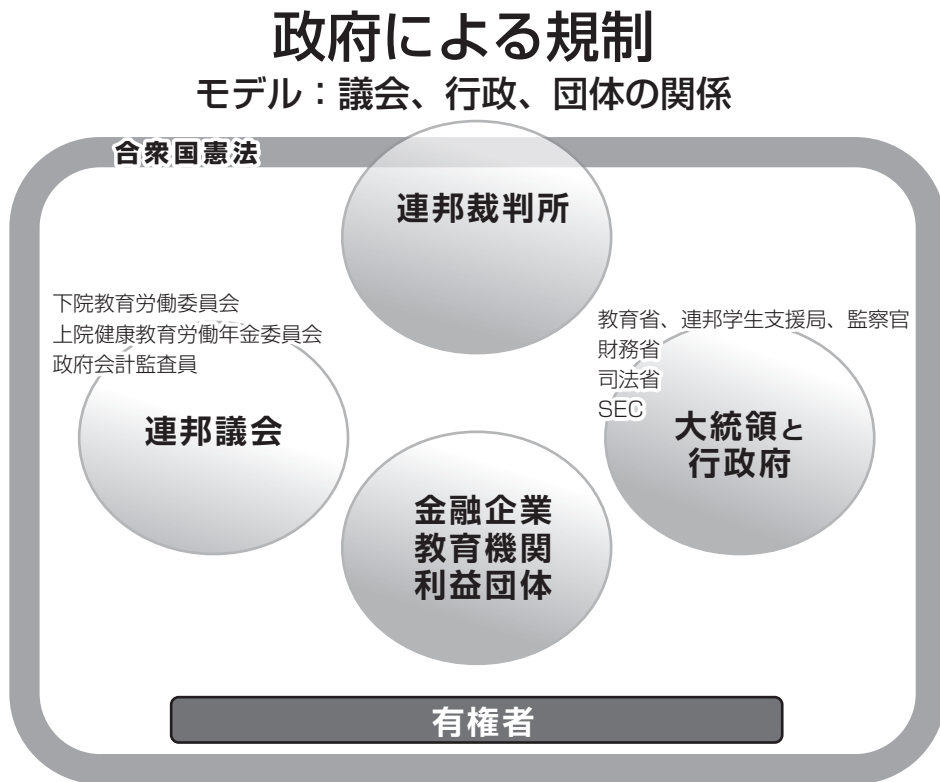
また規制・監督の現状は、規制の文面や監督機関の設立の趣旨など、その制度的側面と一致しないこともある。連邦議会が厳しい規制を設けたとしても、行政が緩く取り締まるかもしれないし、その逆もある。いずれにしも規制・監督が「見せかけ」になることもある²⁾。

しかし、この「見せかけ」状態をふくめた規制・監督の現状は、時間とともに大きく変化するように見えたとしても、所詮、合衆国憲法の規定の範囲内にある。ただし、少ない言葉で大雑把に規定されているだけでなく、連邦最高裁による解釈も変わるため、合衆国憲法の規定そのものに、異なる現状を許す幅があることを認めざるをえない³⁾。

第四に、政治イシューをめぐる規制・監督の内容については、それを審議し決定する連邦議員や大統領が選挙職である以上、そこに多数派の民意が反映されることが原則である。しかしカネとヒトの流れなどに、この民主主義の原則を妨げる慣習がみられる。

とくに経済イシューにおいては、ビジネス側から利益団体やロビイストを通して、連邦議員、大統領へ、政治献金の流れ、規制・監督がビジネス寄りの内容におちつくことがある⁴⁾。引退または落選した連邦議員がロビイストとして、企業と連邦議会や行政とを仲介する。またビジネスと行政府との間に、いわゆる「回転ドア」政治とよばれるヒトの流れがあり、企業や利益団体のスタッフが、選挙協力の見返りとして、監督機関の職員に任命される。いずれも規制・監督の「骨抜き」や「手抜き」をもたらす原因となり、この現象自体、規制・監督の対象にされるべき慣習である⁵⁾。

以上の見方をまとめたものが、次頁の図である。連邦政府を構成する3つの要素、すなわち連邦議会、大統領と行政府、そして連邦裁判所はすべて合衆国憲法の中に位置する。それによって3つの要素の運営が規定されているからである。通常、3つの要素の間には、どれかが暴走しないように、三権分立とチェック・アンド・バランスの仕組みが組み込まれている⁶⁾。さらに団体を加えることで、すでに述べたとおり、団体と政府を構成する要素との相互作用をあらわすことができる。



二．学生への経済支援と問題点

連邦政府による学生への経済支援制度については、すでに日本語によるすぐれた先行研究がいくつかある。日本学生支援機構の調査報告[2010.2: 3-10]を使い、下記のとおり、その概略だけを示しておく。

まず連邦政府による経済支援は、教育減税制度と奨学金制度に大別され、後者には給付型と貸与型がある。

給付型の奨学金には数種類あるが、そのうち割合のもっとも大きなペル・グラント（Federal Pell Grant Program）を例として説明する。その支給額は学生生活費（cost of attendance）から家族寄与期待額（expected family contribution）を引いた金額をもとに決定される。近年の実績をみると、年額の支給額については、上限額は5,000ドル前後に設定され、平均額は2,500ドル前後、支給総額は200億ドル前後になっている。ほかにも、連邦補助教育機会給付奨学金、連邦ワークスタディなどがある。

また連邦政府によるもの以外に、州政府や民間によるものなど、給付型の奨学金が多数あることは言うまでもない。

連邦政府による貸与型の奨学金、つまり学生ローン（Student Loan）にも数種類ある。その

中心的なものについて、利子率など条件の良いものから順に説明する。

まずパーキンズ・ローン (Federal Perkins Loan) は、連邦政府と大学が共同で出資する、キャンパス・ベースのローンである。最近の実績をみると、学部生の場合、年額には概数で、4,000ドル、大学院生で6,000ドルの上限があるが、利子率は5%に抑えられている。しかし実施する高等教育機関は800校に満たない。

次にスタッフォード・ローン (Stafford Loan) と呼ばれる、二つのタイプの学生ローンがある。一つめのタイプ、政府保証民間ローン (Federal Family Education Loan Program) は、民間の金融機関が実施する、連邦政府の保証のついたローンである。このタイプには、在学中と猶予期間について連邦政府が利子を補給する利子補給型と、そうでない非利子補給型がある。前者には所得制限がある。貸与額は学年によって異なる。最近の実績をみると、年額には概数で、第一学年で5,500ドル、第二学年で6,500ドル、第三学年以降で7,500ドルの上限がある。また総額には概数で31,000ドルの上限がある。しかし利子率は2006年から6.8%に固定されている⁷⁾。

スタッフォード・ローンの二つめのタイプ、政府直接ローン (Federal Direct Student Loan) は、クリントン政権によって導入されたもので、貸与額や利子率などの内容は、上述の政府保証民間ローンと変わらない。

同じく連邦政府による学生ローンには、親を借り手とする、プラス・ローン (Parent Loans for Undergraduates) がある。政府保証民間ローンと政府直接ローンの二つのタイプがあるのは、スタッフォード・ローンと同じであるが、利子率の上限にちがいがあり、前者では8.5%、後者では7.9%とされている。貸与額は学生生活費から他の学生支援の額を差し引いたものである。親の所得制限はなく、最近では大学院生も借り手となることが認められている。

また連邦政府によるもの以外に、州政府や民間によるものなど、貸与型の学生ローンが多数あることは言うまでもない。ただし民間の学生ローンについては、利子率、手数料、罰金などの条件が厳しい。利子率が20%近いものもあり、「ワイルド・ウェスト」と形容されるほどである。ちなみに、連邦関連の貸与型の学生ローンの利子率については、連邦議会に決定権がある。

利用者は、連邦関連の奨学金や学生ローンだけでは学費を賄えないため、州や大学独自のものの、さらには民間ローンをふくめて、複数のローンを組む場合が多い。その場合利用者は、たとえば卒業時に、返還の方法の単純化と利子率の改善を求めて、複数のローンを一つにまとめること (consolidation) ができる。

以上が、日本学生支援機構の調査報告書にもとづく、連邦政府による学生への経済支援制度の概略である。

次に、学生への学生支援制度がかかえる、現在の二つの問題について触れておく。

第一に、学生ローンの債務額は膨張を続け、2011-12年度末の時点で、9020億ドルであり、いずれ1兆ドルに達する勢いをみせている。これはクレジット・カードや自動車などの債務をすでに追い越し⁸⁾、住宅債務に次ぐ額となっている [NYT: Jun 29, 12, WSJ: Aug 5, 12]。当然、債務者の数も増えている [WP: Sept 27, 12]。ピュー・リサーチ・センターによると、2010年の

時点で、債務者の数は3700万人であり、世帯数でみると2,240万世帯となっている⁹⁾。

また民間ローンの割合が拡大している。年間の契約の総額850億ドルのうち、民間ローンはその1/5を占める[WSJ: May 19, 12]。契約のさい、学生はクレジット・ヒストリーやクレジット・スコア、学業成績、所属教育機関の延滞率や就職率によって、利子率を査定される¹⁰⁾。経験の少ない若者は、こうした査定システムだけでなく、利子そのものの相対的な効率についても、よく理解しないまま契約するケースが多いといわれている。

第二の問題は、滞納者の増加である[NYT: Sept 28, 12, WSJ: Sept 28, 12, WP: Sept 29, 12, Fed: Mar 5, 12]。

12年9月教育省の発表によると、連邦関連の学生ローンについて、卒業（あるいは退学）後、3年間のうちに滞納し始める債務者の割合は、2008年10月1日～2011年9月30日の期間についてみると、全体で13.4%である。その人数は590万人に相当し、その債務額は770億ドルに相当する。

学生ローンの債務者について、債務額のシェアを世代別にみると、2012年の時点で、30歳以下は2920億ドル、30代は3070億ドル、40代は1540億ドル、50代は1060億ドル、60歳以上は430億ドルとなっている。また90日以上滞納率を世代別にみると、2012年の時点で、40代が最も高く11.9%。以下、60代、50代、30代が9%台、30歳以下の6.2%となっている[WSJ: Jul 17, 12]。

教育機関別にみると、非営利の私立は7.5%、公立は11%である。営利のカレッジや専門学校は著しく高く、22.7%だった。

連邦法によると、3年間の滞納率が30%以上の教育機関は、それを下げる方策を実施するよう、連邦法によって義務づけられている。そして30%以上の滞納率が3年続くと、その教育機関は連邦関連の学生支援を受ける資格を失う。今回の教育省の発表では、全国で、30%以上の教育機関は218、40%以上の教育機関は37を数える。

最近の債務の膨張や滞納率の増加には、いろいろな原因が考えられる。第一に、景気後退、高い失業率のために学位や専門技術を求める人や、卒業を延期する人が増えたことが考えられる。第二に、学費の上昇が考えられる。カレッジ・ボードの報告書によると[CB: Oct 24, 06]、05年度の公私の4年制大学の学費（授業料、手数料、寮費、生活費こみ）の上昇率は5.5%であり、消費者物価指数の上昇率3.4%を上回っている。過去5年間（01～05）で、公立の授業料は35%上昇し、\$5,836となり、私立の授業料は11%上昇し、\$22,218となっている¹¹⁾。また自治体の緊縮財政により、州立大学やコミュニティ・カレッジの比較的安価だった授業料が値上げされた[NYT: Oct 29, 08; Oct 25, 11]。

連邦、民間の学生ローンが急成長した背景には、こうした授業料をはじめとする学費の高騰がある。ただし、学費の上昇と学生ローンの拡大は、どちらかというところ、並行した現象である。経済学的な証明はないが、学生ローンの拡大が学費の上昇を支えている可能性がある[NYT: Oct 26, 06]。とくに中流家庭の学生によるローンは、必ずしも必要に迫られたものではない¹²⁾。

三．経済支援にむらがるビジネス

まず、連邦政府の補助から利益を引き出そうとするビジネスについて述べておく。補助の受益者へのサービス提供が増えるほど、利益が増えるという公式がある場合、参加する企業の立場や行動には、業種を問わず、共通のパターンがみられる。

まず、企業が狙う利益は、もともと、税金である。企業が一定の限度を超えて利益をあげればあげるほど、必要とする人々に補助が届かなくなり、本来の徴税目的に反することになる。このように企業の業績と補助の受益者や納税者とは、潜在的な利害対立の関係にある。

そもそも連邦議会はこの利害対立を調停する役割を担う。しかし近年では、民主党、共和党のどちらが多数派となり、議会をコントロールするかによって、議会が加担するサイドが決まる。調停は難しくなっている。

また、企業は補助にかんする立法を担う連邦議会や、細則を決めその実施と監視を担う行政の特定部署に影響を及ぼし、できるだけ有利な条件のもとで利益を最大化し、損失を最小化しようとする。また受益者の数や受け取り額を増やす場合もあれば、いわゆる法の抜け道 (loophole) を利用して利益をあげようとすることもある。たとえば、貧困層や障害者を対象とし、連邦政府と州政府が共同で補助する、医療保険制度メディケイド (Medicaid) において、この種の行動パターンが問題視されている。また住宅購入にかんするプログラムについても同じである。

メディケイドと同じ構造をもつ、連邦政府による学生支援もまた、同じ問題をかかえていてもおかしくない。

さて、連邦による学生への経済支援に利益を見出す企業には、二つのタイプがある。一つめは、スタッフォード・ローンやプラス・ローンなど、貸与型の学生ローンに従事する、民間金融機関である。この種の企業は、市場から資金を調達し、ローンの貸付、統合、回収をおこなう。またこれらの企業の背後には、資金を提供するファンドが控えている。収益の基本は利子や手数料などであるが、市場からの資金調達と学生による返済との間における金利差や、返済の不履行については、連邦政府が損失を保証するため、企業にとっては、低リスクのビジネスとなっている。学力や返済能力にかかわらず、できるだけ多くの学生や親に、できるだけ高額のローンを、できるだけ高い金利で、契約させるインセンティブをもつ。

企業の二つめのタイプは、連邦政府によるものをはじめ、学生に対するすべての経済支援を収入源とする、一部の高等教育機関そのものであり、とくに、株式会社が経営する、営利の大学、カレッジ、専門学校などがこれにあたる¹³⁾。これらの教育機関は学生や親との契約により、給付型、貸与型の種々の経済支援から授業料のほぼ全額を直接受け取る、いわば代理受領資格をもつ。収入に占める連邦政府関連の経済支援の割合が高く、その9割近くに達するところもある。一つめのタイプの企業と同じく、学力や返済能力にかかわらず、できるだけ多くの学生を入学させ、経済支援を申請させるインセンティブをもつ。他方、連邦が規定する給付額や貸

与額によって授業料が決まり、教育プログラムを対象としたコスト削減によって、利益をあげようとするため、教育の質の保証に内在的な問題をかかえている。ただしこのような側面は営利の高等教育機関に限られるわけではない。

これら二つのタイプの企業が起こしたスキャンダルをそれぞれとりあげる。一つは前者のタイプと大学のとくに学生支援課が結託して引き起こしたもの、もう一つは後者のタイプの企業、つまり株式会社が経営する総合大学、カレッジ、専門学校が引き起こしたスキャンダルである。ただし後者については、すでにまとめたものがあるので、簡単な紹介にとどめる[鶴浦2012]。

四．スキャンダルと連邦政府の対応

スキャンダル 1「民間の貸付業によるスキャンダル」

07年2月、ニューヨーク州司法長官アンドリュー・クオモ（Andrew M. Cuomo、D）は¹⁴⁾、学生ローンの実態について、全国の大学にたいする調査を開始した[NYT: Feb 1, 07]。その結果、貸付企業と大学との間に、癒着という言葉がぴったりあてはまる、種々の慣行が、全国に蔓延していることが明らかにされた。便宜上、それらの癒着関係を企業別に、数社分まとめておく。

通称サリー・メイ社（Sallie Mae、本社はバージニア州レストン）は¹⁵⁾、07年4月の時点で、1420億ドルの学生ローンを貸し付けていた。全国、5,600校の総合大学、カレッジ、専門学校の、約1万人の学生や卒業生や退学者と契約していた。従業員数12,000。同社の市場価値は167億ドルだった。

同社は05年から、ニューヨーク州のペイス大学（Pace Univ）とマーシー・カレッジ（Mercy College）に、貸付企業の推奨リスト（preferred-lender list）に同社名を掲載することを条件に、学生ローンのコール・センターの代行サービスを提供し始めた。また、同州のダウリング・カレッジ（Dowling College）とニューヨーク・インスティテュート・オブ・テクノロジー（New York Institute of Technology）に、卒業時にローンを統合するさい学生に同社との契約を優先させることを条件に、同様の代行サービスを提供していた。同じような条件で同社の代行サービスを受けた大学は、全国で、約20にのぼる。

07年4月同社は、ニューヨーク州に200万ドルの和解金を支払い、加えて、同州が策定した行動規範を採用した。

ネルネット社（Nelnet、本社はネブラスカ州リンカーン）は、07年の時点で、238億ドルの学生ローンを貸し付け、「ミニ・サリー・メイ」と呼ばれていた。ウェイン州立大学（Wayne State Univ、ミシガン州デトロイト）に03年から、テキサス・テック大学（Texas Tech Univ）に06年から、貸付企業の推奨リストに同社名を掲載することを条件に、学生ローンのコール・センターの代行サービスを提供していた。また、マンハッタンビル・カレッジ（Manhattanville College）の学生支援課の職員に、観劇のチケットを提供していた。加えて、全国120の総合大学やカレッジの同窓会と提携し、卒業生に同社によるローン統合を勧誘していた。

エジュケーション・ファイナンス・パートナーズ社（Education Finance partners、本社はサ

ンフランシスコ)は、もっとも悪質な例であり、学生が契約するローン額に応じて、大学にキャッシュ・バックを渡す、いわゆる「レベニュー・シェアリング」(revenue sharing)の協定を結んでいた。その大学数は、全国で、60を超えていたという。たとえばドレクセル大学(Drexel Univ、ペンシルバニア州フィラデルフィア)に、民間ローンについて、土砂だけを学生に推薦することを条件に提供したキャッシュ・バックの総額は、年間、10万ドルを超えていた。

同社は07年4月、ニューヨーク州に250万ドルの和解金を支払い、加えて、同州が策定した行動規範を採用した。

スチューデント・ローン・エクスプレス社(Student Loan Xpress)は、各大学の学生支援課職員に種々の便宜を提供するなど、積極的なアプローチをしかけ他校の「モデル」となるほど、悪質な例である。

貸付企業の推奨リストに同社名を掲載し、同社との契約を学生に優先させることを条件に、たとえばジョンズ・ホプキンズ大学(John's Hopkins Univ)の学生支援課職員(Dr Ellen Frishberg)に、大学院時代の学費の一部を提供し、さらにコンサルタント料として43,000ドル提供した。カペラ大学(Capella Univ、営利大学)の学生支援課長(Tim Lehman)にもコンサルタント料として12,000ドル提供した。

またワイドナー大学(Widener Univ、ペンシルベニア州)の学生支援課長(Walter Cathie)に、彼が経営する会社(Key West Higher Education Associates)が主催した学生支援の会議に、同社の役員を出席させ、8万ドル払う。会議の目的は学生支援課職員と貸付企業との間をとりもつことだった¹⁶⁾。

また自社株を低額で提供している。その売買により、コロンビア大学(Columbia Univ)の学生支援課課長(David Charlow)は10万ドルを取得した。ちなみに同大学の学部学生が契約する連邦関連の学生ローンのうち、同社に向けられたものは39%に達する。ほかにも、テキサス大学オースティン校(Univ of Texas, Austin)の学生支援課長(Lawrence W. Burt)や南カリフォルニア大学(Univ of Southern California)の学生支援課長(Catherine Thomas)も、同社株の売買により、多額の利益を得た¹⁷⁾。

同社は07年5月、ニューヨーク州に300万ドルの和解金を支払い、加えて、同州が策定した行動規範を採用した。ちなみに、これらの学生支援課の職員や課長はいずれも、解雇されるか、辞任している。

最後の例として、シティバンク(Citibank)はその子会社スチューデントローン・カンパニーを通して、全国3千の総合大学やカレッジで学生ローンを展開し、その貸付額は337億ドルに達していた。貸付企業の推奨リストに同社名を掲載することを条件に、民間ローンの場合について、契約額の数パーセントを、シラキュース大学(Syracuse Univ)、ニューヨーク大学(New York Univ)、ペンシルバニア大学(Univ of Pennsylvania)に提供していた。

同社は07年4月、ニューヨーク州に200万ドルの和解金を支払い、加えて、同州が策定した行動規範を採用した。

またニューヨーク州司法長官クオモは、07年4月、サリー・メイに、教育州出身の社員のリスト（07年4月から過去6年間）を提出するよう要求し、連邦教育省と貸付企業との間の、いわゆる「回転ドア政治」についても捜査を開始した。その結果、貸付業の最大手、サリー・メイ社からブッシュ政権下の連邦教育省に入省した元社員の数は、少なくとも20にのぼることがわかった。

たとえば連邦教育省次官サラ・マーティネス・タッカー（Sara Martinez Tucker）は、ヒスパニックのために奨学金を支給する慈善団体を、政治資金を調達する利益団体に变身させ、ブッシュや共和党に献金した「功績」を評価され、サリー・メイ社で4年間役員を務めたあと、ブッシュの政治任命によって、入省した。

テリーザ・S・ショウ（Theresa S. Shaw）は、サリー・メイ社に22年間勤務したあと、教育省長官ロッド・ペイジの政治任命によって入省した。

マテオ・フォンタナ（Matteo Fontana）はサリー・メイ社のシステム開発部長を経て、教育省のナショナル・スチューデント・ローン・データ・システム（National Student Loan Data Base、支援の適不適を判断するための情報）の管理責任者として入省した。在任中、貸付企業に学生の個人情報へのアクセスを認め、潜在的な顧客の発掘に便宜をはかった。引き換えに、貸付企業の株式の売買により巨額の利益を得た。

ほかにも、スチューデント・ローン・エクスプレス社の株の売買が発覚した連邦教育省職員、ナショナル・カウンシル・オブ・ハイヤー・エジュケーション・ローン・プログラムズなど、いわゆる業界団体の出身者などもある。こうした「回転ドア政治」現象は、まさに、「オオカミに鶏小屋の番をさせる」ようなものだといわれている。

ニューヨーク州司法長官クオモの捜査に刺激され、民主党主導の連邦議会も調査を開始した。

上院では医療教育労働年金委員会委員長エドワード・M・ケネディ議員（Edward M. Kennedy, D-Mass）が、貸付企業にたいする書簡による調査にもとづいて、07年4月から6月にかけて、報告書をいくつか発表している。その内容の大方は、クオモの情報提供もあり、彼の捜査結果を後追いするようなものであった。

また下院では教育労働委員会委員長ジョージ・ミラー議員（George Miller, D-Calif）が、貸付企業と連邦教育省職員との関係について調査をすすめた。07年4月中旬、教育省長官に、総合大学やカレッジと貸付企業との間の利益相反にあたる慣行を禁止する、「緊急措置」を採るよう、要請した。また大学や大学のスポーツ・チームのロゴを使った、貸付企業の「紛らわしい」DMをについて調査するよう、連邦取引委員会（Federal Trade Commission）に要請した。

これらの調査にもとづき、連邦議会の各委員会は07年5月から、公聴会を開始した。

下院では教育労働委員会は、総合大学やカレッジと貸付企業との間の利益相反にあたる慣行の禁止、連邦教育省による規制と監視の強化、連邦が保証する学生ローン事業における企業への補助の見直しなどを目的として、公聴会を開いている。そこでは、ニューヨーク州司法長官クオモが企業による学生ローンの濫用、連邦教育省による緩慢な監視を指摘した。たとえば貸

付企業への補助が垂れ流しに近い状態に陥っているという、同省の研究職員の03年の警告が、ブッシュ大統領が政治任命した同省の上司に握りつぶされている。この報告にたいし、当時の教育省長官マーガレット・スペリング (Margret Spelling) やその前任者ロッド・ページ (Rod Paige) は、公聴会で、「垂れ流し」を阻止する役目は連邦議会にあると答えている。確かに2人の教育省長官が証言したとおり、連邦議会にまったく責任がないわけではなかった¹⁸⁾。

また、いわゆる業界団体による接待の事例も報告された。ナショナル・アソシエーション・オブ・スチューデント・フィナンシャル・エイド・アドミニストレーターズ (National Association of Student Aid Administrators) は05年7月4日の建国記念日に、総合大学やカレッジの学生支援課の職員200名を、イースト・リバーのクルーズに招待し、花火観賞の宴会を催している。その費用7万ドルを負担したのは、JPモルガン・チェイス社 (JPMorgan Chase & Company) である。

連邦議会上院では、銀行委員会 (委員長はクリストファー・J・ドッド、Christopher J. Dodd, D-Connecticut) が公聴会を開いている。その中で、貸付企業による差別的な慣行の実態が明らかにされている。貸付企業は延滞率のレベルによって、総合大学やカレッジや専門学校を格付けし、学生ローンの利率に差を設けていた。たとえば教育機関の延滞率を3%以下、3~35%、5~10%の3段階に分け、それぞれの利率を8~9.25%、9~10%、11~14%に定めていた。実際の利率がその範囲のどこに位置するかは、個々の学生のクレジット・ヒストリーによって決まる。これは、少なくとも結果として、とくに黒人など少数派が通う教育機関への差別となり、公民権法上の問題もあると指摘された¹⁹⁾。

各委員会の公聴会をへて、連邦議会は改善のための法案を可決した。

下院は07年5月、414対3で、スチューデント・ローン・サンシャイン法 (Student Loan Sunshine Act) を可決し、貸付企業から大学への贈答やキャッシュ・バックを禁止し、貸付企業の推奨リストの企業名や順位について、その理由を教育機関に義務づけ、そして、学生はローンについてすべての情報を得る権利を持つことを明記した。

上院は07年7月、78対18で、下院と同じ内容の法案を可決した。

そして同年9月、両院協議会で両可決案をすり合わせ、上下両院がそれぞれ再可決したものが、ブッシュ大統領の署名を経て、法律となった。

07年6月、連邦教育省は改善のための新しいルールを提案し、フェデラル・レジスター (Federal Register) にポストした。その内容は、貸付企業の推奨リストには少なくとも3社を掲載し、推奨や順位の基準を明記するように教育機関に義務づけること、また大学職員や同窓会その他の大学関連の団体にギフト、キャッシュ、その他の便宜 (食事、チケット、旅行、代行サービス) を提供することを禁止することなどである。これらはパブリック・コメントを経て、60日後に決定され、翌年から実施されている。

スキャンダル 2「高等教育における営利の弊害」

とくに株式会社が経営する総合大学、カレッジ、専門学校では、上述の貸付企業との癒着に加えて、卒業生の就職率や年収の過大広告、リクルーターに契約者の数に応じた賞与を与えるなどの違法な販促、授業料や退学率だけでなく連邦の学生ローンの延滞率も高さ、収入に占める連邦の学生ローンの割合の高さ、株主への利益還元など、教育とは無関係の支出がみられるなど、問題が多い。

2010年夏、政府会計検査院の調査報告を受け、上下両院はそれぞれ調査のためのヒアリングを実施し、各種の証言者から上記の問題点を確認し、改善策を議論した。

また2011年7月、オバマ政権下の教育省は“Gainful Employment Rule”を発表した。連邦の学生ローンの延滞率の上限、年収に占める返済額の上限などを定め、実現できない教育機関には、連邦の学生ローンの資格を失うなどの罰則を設け、2012年12月から実施する。

以上の点については、すでに詳しくまとめたものがあるので、簡単な紹介にとどめておく[鵜浦2012]。

五．おわりに

二つのスキャンダルと連邦政府による対応から、学生支援が現代アメリカ政治の経済イシューとして、連邦の補助金の行き先を決める政争の道具にされていることがわかる。

上下両院とも民主党多数派の第110議会は、金融機関と大学の癒着ともいうべき関係や、業界と教育省との間の、いわゆる「回転ドア」政治にメスを入れようとした。それにより共和党ブッシュ政権を攻撃し、さらに不完全とはいえ、教育省に問題改善のために新しいルールを策定させた。

同じく民主党多数派の第111議会はオバマ政権と協力して、株式会社が経営する、営利の総合大学、カレッジ、専門学校を調査し、連邦政府による給付型、貸与型の奨学金の不正取得を暴いた。さらに滞納率に制限を設けるなど、教育省はすすんで奨学金の不正取得を阻止するための規制案を発表した。他方では、学生支援の上限を引き上げ、利子率を下げるなど、中流や低所得層の家庭や学生に流れる補助金を増やそうとした。しかし第112議会で多数派を獲得した下院共和党は、補助金が企業に流れる道を残そうとする揺り戻しを始めた。オバマ政権下の教育省が提案した、営利の教育機関による学生支援の濫用を抑える、さきの規制案も緩くされ、改革は不完全に終わっている。共和党は原則として政府の支出を抑えようとするが、同時に、企業利益を優先する方針ももつ。しかし金融機関と大学の癒着、営利の教育機関による奨学金の不正取得については、ある程度自体が改善され、ブッシュ政権下の無規制の状態に戻ることはない。

このように規制や監視は政権の交代や連邦議会における多数派の交代によって、一進一退を繰り返すだけに見えつつも、長期的には、改善の方向にゆっくりと進んでいる。

しかし連邦の規制・監視が改善され、補助金がそれを必要とする人たちのもとへ、平等に効

率よく行き渡るようになったとしても、高等教育のなかみが公的資金による学生支援にふさわしいかどうかという、根本的な問題がまだ残っている。

すでに述べたように、授業料の右肩上がりの連続的値上げと、学生ローンの需要の高まりとは並行した関係にある。

確かにアメリカの大学には授業料を高くする要因がいくつもある。とくにハードの面では、第一に、瀟洒な校舎に加えて、屋内外の競技場、フィットネス・ジムなど、各種のスポーツ施設、レストラン・バーなどの飲食店、ボーリング場や映画館などの娯楽施設まで併設するところがある。これらの少なくとも維持費や運営費が授業料に反映されている。第二に、巨大な図書館や多数の端末を擁する情報センターの費用を反映される。第三に、キャンパス内を循環するセキュリティなど、警備の費用を反映している。しかしこれらの項目は、いずれも学生の獲得を競争するうえで、必要かもしれないが、授業料として加算すべきものとそうでないものが含まれていると思われる。その判断には慎重な検討が必要である。

他方、授業料に加算されるべき、講義の質や効果などソフト面については、カリキュラムの改善など、今日、熱心な検討がなされている。しかし質や効果の測定方法さえまだ確立されていない状況にあることもまた確かである。さらに景気後退により、卒業時に就職できない学生も増えている。大卒を条件にしない就職、給与の低い就職をふくめて、これらは学生ローンの滞納の主要な原因となっている。

他方、経済支援を受ける学生についても問題がないわけではない。

第一に学習時間が減っている[Babcock & Marks 2010]。1963年に24時間勉強していた学生は、2003年には14時間しか勉強しなくなっている。また学期末試験をしても、翌日には覚えたことの大半を忘れ、その後の長期休暇後には、以前にもまして、学力を落としてキャンパスに戻ってくる学生も少なくない。

学習時間の減少の原因として、アルバイト、レジャーのほかに、講義における課題の減少、成績評価の「インフレ」など、教員が学生の達成度の基準そのものを下げていることがあげられる。しかも学生は課題の少ない教員、成績評価の甘い教員を高く評価する傾向があるので、学生評価の導入は、むしろ、この傾向に拍車をかけている。両者の間には、レジャー時間と研究時間を互いに尊重する、暗黙の「相互不可侵条約」があるという。

以上のとおり、学習時間が減少し、成績の評価基準が低下し、卒業しても就職できない学生が増えているにもかかわらず、授業料は学生ローンとともに右肩上がりの上昇を続けている。このように適正な学費、教育内容の説明責任など、現代社会の高等教育に共通する課題である。

注

- 1) 社会 이슈には、人口中絶、ゲイ・ライツなどがある。
- 2) 連邦法、その実施のための新たな行政組織の設立など、制度的側面が決められたとしても、その後の、行政組織の予算や人員の削減、実施上の細則による例外などの「抜け道」や実施までの「猶予期間」

によって、もともとの立法の精神が骨抜きにされることがよくある。逆説的ではあるが、監視機関を骨抜きにすることで、制度的には規制・監視を強化し、現実には規制・監視を緩和する、いわば見せかけの監視状態がある。

- 3) 最高裁は原則的な判断だけを下し、具体的なケースについては、州・市・郡の判断に任せることもある。そのため、州（以下の）レベルの規制・監視が地域どうして異なる、あるいは連邦のそれと異なることもある。後者の場合、連邦と州は一方が他方あるいはお互いに提訴し、最高裁から違憲と判断されたほうが、憲法の枠内に押し戻される。あるいは、連邦が監視を緩和し、制度上のちがいを残したまま、しばらく成り行きを見極めることもある。
- 4) 連邦議会の上院、下院の各委員会が規制・監視の原案を作成し、上下それぞれのフロアで議決する。省などの行政組織が細則を決め、それを実施する。さらに各省の監視機関が個人や団体の活動を監視する。そして連邦議会の各委員会は、省による監視・規制の実施を、いわば監視する役目をもつ。規則違反など、重大な問題が起きると、公聴会を開き、関係する個人、団体、行政の責任者を召喚し、その結果にもとづいて、監視や規制の改革を提案する。いうまでもなく、議会の多数派から選出される委員会の委員長は、採りあげるべき問題の選択、連邦議会監査院への調査の依頼、公聴会における質疑の方向、改革案の決定について、大きな権限をもつ。そのため、委員会の開催に合わせて委員長や有力委員が開く、各種パーティは、企業がつくる業界団体、市民がつくる市民団体、ロビイストにとって、陳情や献金の重要な機会となる。委員会における少数派政党のランキング・メンバーにとっても同じく重要な機会である。多数派政党が変われば、その委員が委員長に就任する可能性が高いからである。
- 5) ただし、これらの慣習には規制・監督を促進する面がないわけではない。たとえば業界団体やロビイストは、確かに、その業界団体や企業からの献金をまとめ、インダストリーの要求を連邦議会の委員会の主要メンバーに伝えることを主な仕事とする。しかしそこにふくまれる、イシューについての専門的な知識は、規制・監督の内容を審議する上で、必ず連邦議員や委員会のスタッフの役に立つ。またシンク・タンクなどの、専門的な団体の働きも重要である。問題によっては、連邦議会や省のスタッフの知識や技能では扱いきれないものも会員や委員会スタッフに役立つからである。この点、シンク・タンクの役割と重なるところもある。また企業のスタッフがもつキャリアや人脈もまた、監視機関で必要とされるものである。このように「回転ドア政治」は、功罪両面をもつ。
- 6) 三権分立については、その成立過程をあらわすために、講義で使っている表を紹介したい。

	象徴	行政	司法	立法
王権神授説・etc	国 王			議 会
ロック				
モンテスキュー				
イギリス憲法		首相	裁判所	
合衆国憲法	大統領		裁判所	議 会

私はこのさき、上述の見方や図にもとづいて、イシューをいくつか採りあげていくことを考えている。イシューは経済イシューと社会イシューに分けることができる。恣意的ではあるが、経済イシューとして、本稿のテーマである「営利の短大・大学」のほかに、食品、タバコ、製薬、石油、金融、自動車などのインダストリーの監視と規制を採りあげていく。また社会イシューとしては、マリファナ、銃、アフーマティブ・アクション、人工中絶、ゲイ・ライツ、死刑をめぐる監視と規制を採りあげてみたい。

これらのイシューはその一つ一つが研究者の専門となりうる、大きな対象であるかもしれない。しかしできるだけ多くの政治イシューを規制・監視の視点からみることも、日本人が現代アメリカ社会の理解を深める一つの方法であると信じている。

- 7) 2011-12年度は、3.4%に固定されている。
- 8) 学生ローンの債務の膨張は、クレジット・カードの債務の増加ほど、経済全体に影響する喫緊の問題とはならないが、返済時の経済活動への影響など、長期的には、広く大きな影響が懸念される。
- 9) この世帯数は全体の19%に相当し、その割合は1989年の2倍である。ここ数年の増加は著しく、2007年から15%増えている。また債務者は二極化しており、上位20%の世帯(年間所得\$97,586以上)が債務額の31%、下位20%が債務額の13%を占めている [WP: Sept 27, 12]。
- 10) 2005年の破産法(連邦法)の改革により、民間の学生ローンについても、破産による免責は廃止された。連邦関連の学生ローンについては、すでに同様の立法がある。また連邦の学生ローンには、経済状態により、返済義務を緩和する制度があるが、民間ローンにはそれがない。また利子率の査定について、たとえばシティバンクはクレジット・スコアを下記のとおりに4段階にわけて、利子率を査定している。① Credit Worthy(671 or higher)、② Credit Ready(670-610)、③ Low Credit(609-570)、④ Poor Credit(569 or less)[NYT: Jul 14, 06]。
- 11) ただしこれらは、いわば「メーカーの希望小売価格」で、奨学金、学生ローン、免税などの、ディスカウントで相殺すると、4年制の私立は\$9,000、公立は\$3,100、2年制の公立は\$2,200[CB: Oct 24, 06]。
- 12) ちなみにアメリカの総合大学のトップ10の授業料は年間4万ドルを超えるものが多い。この金額に寮費・食費、その他の生活費などが上乗せされると、年間の総合的な学費は5万ドルを超えると考えられる [NYT: Sept 11, 12; U.S. News & World Report: Sept 12, 12]。
- 13) アメリカでは、専門学校生も連邦の学生ローンの対象とされた2000年以来とくに、この種の教育機関は、学校数で全体の1/4、学生数で全体の1/10に急成長し、高等教育における選択肢の一つとして、従来の大学と競合している。ちなみに日本学生支援機構の貸与奨学金もまた、専門学校生を対象として認めている。
- 14) 2007年当時、ニューヨーク州司法長官だった、アンドリュー・M・クオモ(D)は、この調査の成功により知名度を高め、10年の選挙に勝ち、翌年から同州知事を務めている。ちなみに父マリオ(D)も同様の経歴を歩んでいる。
- 15) 同社の正式名称はSLM Corporationである。72年、学生に対するローン事業の拡充を目的として、連邦議会が設立した企業で、連邦保証の学生ローンの買い取りやその証券化を主な業務としていた。90年代に民営化の方向に進み始め、03年に民間企業として完全に独立している。現在、学生ローン・ビジネスの最大手として、市場に君臨している。

- 16) 同課長は一種のブローカー、癒着の象徴のような人物である。90年代、大学が銀行と提携して、学生ローンを展開した“School as Lenders” program”に従事していた。
- 17) ちなみにフォンタナ自身はその収入を教育省に報告していたが、見逃されていた。これも共和党ブッシュ政権下の教育省による監視がいかに緩いものであったかを示す一つの例となっている。
- 18) じっさい、連邦政府が保証する学生ローンの利子率に関する連邦法には、いわゆる、抜け道(loophole)があった。それを利用して、ネルネット社は06年10月の時点で、補助金を2億8千7百万ドル「不正に」受け取っていたことが判明した。しかし07年1月、教育省はその返還を要求しないことを決定した。法自体に欠陥があるため、訴訟に勝てないことが予想されるからだだったという。ただしそれ以降の請求のうち、「不正」にあたる8億ドルについては支払わないことを決定した。
- 19) これは、クレジット・カード・ローンや住宅ローンをはじめ、ローン事業一般において、レッド・ライニング(redlining)と呼ばれる慣行である。

参考文献

FED (Federal Reserve Board、連邦準備制度理事会)

Mar 05, 2012, Meta Brown, Andrew Haughwout, Donghoon Lee, Maricar Mabutas, and Wilbert van der Klaauw, “Grading Student Loans,” Federal Reserve Bank of New York
<http://libertystreeteconomics.newyorkfed.org/2012/03/grading-student-loans.html/>
Accessed 21 Mar 12

DOE (U.S. Department of Education、合衆国教育省)

Dec, 2011, U.S. Department of Education, Federal Student Aid, Customer Experience Group, *Funding Your Education: 2012-13|The Guide to Federal Student Aid*, Washington D.C.
<http://studentaid.ed.gov/sites/default/files/2012-13-funding-your-education.pdf> Accessed 21 Aug 12

CB (College Board)

Oct 24, 06, Staff, “Tuition Increases Continue to Slow at Public Colleges According to the College Board’s 2006 Reports on College Pricing and Financial Aid: Total Grant Aid Increased Last Year, But Pell Grants Declined,”
<http://press.collegeboard.org/releases/2006/tuition-increases-continue-slow-public-colleges-according-college-boards-2006-reports-colleg> Accessed 30 Sept 12

独立行政法人 日本学生支援機構

2010.2.『アメリカにおける奨学金制度に関する調査報告書』

http://www.jasso.go.jp/statistics/scholarship_us/scholarship_us.html Accessed 13 Sept 12

2010.9.2, 文部科学省『独立行政法人 日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ』

http://search.jasso.go.jp/ja_all/search.x?q=%E5%BB%B6%E6%BB%9E%E7%8A%B6%E6%B3%81+%E5%A4%A7%E5%AD%A6+%E5%B9%B4%E5%BA%A6&ie=utf8&site=&f=&ref=www.jasso.go.jp&lang=jp&pid=3_Q1EJN6dHR-eV2gZYE4xA..&qid=9u4F12eGdkc.&mode=ja_all&pagemax=10&imgsize=1&page=3#0 Accessed 24 Sept 11

Babcock, Philip and Mindy Marks, Aug 05, 2010, “Leisure College, USA: The Decline in Student Study Time,”

<http://www.aei.org/article/education/higher-education/leisure-college-usa/> Accessed 26 Aug 12

鵜浦 裕、2012.3、「アメリカ政治における経済イシュー—営利の短大・大学と政府規制を例として (2010-11)」文京学院大学『文京学院大学外国語学部 文京学院短期大学紀要』11: 259-276.

新聞

NYT (*The New York Times*)

Jul 12, 05, Editorial, “A Halfway Measure on College Loans”
Jul 18, 05, Editorial, “Helping Students Instead of Banks”
Apr 10, 05, Winter, Greg, “Closed Loophole Hasn’t Cut Subsidies for Student Loans”
Apr 12, 06, Dillon, Sam, “Panel Considers Revamping College Aid and Accrediting”
Apr 23, 06, Glater, Jonathan D., “It’s Payback Time”
Jun 27, 06, Arenson, Karen W., “Panel’s Draft Report Calls for an Overhaul of higher Education Nationwide”
Jul 14, 06, Kingson, Jennifer A., “College Costs and Sallie Mae, Rising Hand in Hand”
Aug 30, 06, Glater, Jonathan D., “Dispute on Loan Consolidation”
Sept 20, 06, Arenson, Karen W., “Columbia Plans to Shift Some Aid From Loans to Grants”
Oct 26, 06, Glater, Jonathan D., “Tuition Again Rises Faster Than Inflation”
Oct 27, 06, Glater, Jonathan D., “Loan Company Cancels a Trip for Educators”
Nov 1, 06, Glater, Jonathan D., “Senator Calls for Student Loan Inquiry”
Feb 1, 07, Glater, Jonathan D., “Cuomo Investigates Colleges And Ties to Student Lenders”
Jan 20, 07, Glater, Jonathan D., “Student-Loan Company Is Allowed to Keep Subsidy”
Apr 15, 07, Glater, Jonathan D. and Karen W. Arenson, “Lenders Sought Edge Against U.S. in Student Loans”
Jun 7, 07, Schemo, Diana Jean, “Cuomo Plans to Broaden Student-Lending Inquiry”
Jun 15, 07, Arenson, Karen W. and Diana Jean Schemo, “Report Details Deals in Student Loan Industry”
Jul 29, 07, Pappano, Laura, “Lessons From the Loan Scandal”
Jan 26, 08, Glater, Jonathan D., “U.S. Ignores Finding on Student Lender”
Feb 19, 08, Glater, Jonathan D., “As Lending Tightens, Education Could Suffer”
Oct 29, 08, Lewin, Tamar, “Downturn Expected to Drive Tuition Up”
Mar 13, 10, Goodman, Peter S., “In Hard Times, Lured Into Trade School and Debt”
Dec 14, 10, Editor, “Times Topics: For-Profit Schools”
Apr 11, 11, Lewin, Tamar, “Burden of College Loans on Graduates Grows”
Oct 25, 11, Lewin, Tamar, “President to Ease Student Loan Burden for Low-Income Graduates”
Jun 29, 12 (updated), Editor, “Times Topics: Student Loans”
Sept 11, 12, Streitfeld, David, “Amazon, Forced to Collect a Tax, Is Adding Roots”
Sept 28, 12, Lewin, Tamar, “Education Department Report Shows More Borrowers Defaulting on Student Loans”

WSJ (*The Wall Street Journal*)

Sept 24, 10, Korn, Melissa, “Education Department Sets Timeline for Rules”
Oct 11, 10, AP, “Report: College Dropouts Cost Taxpayers Billions”
May 19, 12, Izzo, Phil, “Number of the Week: Student Loan Bubble”
Jun 10, 12, Mitchell, Josh, “New Course in College Costs: As Student Debt Grows, Possible Link Seen Between Federal Aid and Rising Tuition”
Jul 2, 12, Belkin, Douglas, “For-Profit Colleges Score a Victory”
Jul 17, 12, Mitchell, Josh, “Student Debt Hits The Middle-Aged”
Aug 5, 12, Reilly, David, “Rising Debt For Students May Weaken Credit Story”
Sept 28, 12, Mitchell, Josh and Rachel Louise Ensign, “Student-Loan Defaults Mount Again”

WP (*The Washington Post*)

Mar 18, 10, Anderson, Nick and Alec MacGillis, “Obama’s student loan plan moving forward with health bill”
Jul 23, 10, de Vise, Daniel, “Administration proposal aims to tighten oversight of for-profit colleges”
Apr 9, 11, Mufson, Steven and Lynn Yang, “The trials of Kaplan Higher Ed and the education of The Washington Post Co.”

Jul 11, 11, de Vise, Daniel, “Colleges replacing loans with no-pay grants for neediest students”

Aug 5, 12, Reilly, David, “Rising Debt For Students May Weaken Credit Story”

Sept 27, 12, AP, “With college rolls growing, student debt hits 1 in 5 households; big burdens on young and poor”

Sept 29, 12, Anderson, Nick, “Concerns raised about student loan defaults”

Sept 29, 12, Mufson, Steven, “Post restructuring Kaplan division”

The U.S. News & World Report

Sept 12, 12, Hopkins, Katy, “Top Schools Harvard, Princeton, Williams continue Reign in U.S. News Best Colleges Rankings: Among the many new rankings released are schools that provide the best value to students”

日経（『日本経済新聞』）

10.9.18 「信販各社 大学との提携ローン拡充」、夕刊 1 面

11.10.18 「米で学資ローン滞納急増」、朝刊 6 面

11.10.30 「米大学で学費高騰」、朝刊 34 面

12.3.27 「第学生、もっと勉強を」、朝刊 42 面

12.4.18 「大学開国 第 2 部 世界で戦う条件 勉強しない学生」、朝刊 1 面

12.5.9 「教育費 備え早めに」、朝刊 1 面

12.5.28 「学生ローン巡り米与野党が対立」、夕刊 2 面

12.6.30 「学生ローン利上げ凍結」、夕刊 3 面

12.7.12 「地方出身者への奨学金が充実 首都圏の有力大が囲い込み」、朝刊 27 面

12.7.10 「学生ローン 景気の足かせ」、夕刊 3 面

12.8.6 「学費負担に軽減策を」、朝刊 18 面

朝日（『朝日新聞』）

11.1.18 「奨学金基準 厳格化へ」、夕刊 1 面

11.5.31 「奨学金 親の同意無しで」、朝刊 37 面

11.12.19 「奨学金返済、出世払い OK」、夕刊 16 面

12.3.17 「奨学金 1 万人滞納」、朝刊 1 面

12.3.17 「奨学金 返したいけど」、朝刊 39 面

12.6.8 「奨学金 思い返還義務」、朝刊 30 面

12.7.13 「返したくても返せない」、朝刊 30 面

12.7.6 「返還不要型」遅れる日本」、朝刊 19 面

読売（『読売新聞』）

10.12.21 「奨学金 返済期限を延長」、夕刊 14 面

11.12.19 「始動 2012 大統領選挙 3 学資ローン 将来見えぬ若者」、朝刊 4 面

12.8.20 「大学の特色 一目で」、夕刊 1 面

(付記) 現代日本の学生ローン

文京学院大学学生支援センター 瀧本貴子・若林祐太

現在、日本では奨学金未返還の若者が急増していること問題となっている。2010年3月末時点で、日本学生支援機構奨学金の貸与終了者の内、3ヵ月以上の返還滞納額は約2,660億円に上る。学生の多くは借金を背負い社会に出ていくばかりか、2010年度より返還未納が3ヵ月以上継続すると信用情報機関に個人情報登録され、返還終了後5年間はクレジットカードや住宅ローンの利用が制限されるなど将来への不安が付きまとう。現在の日本の奨学金制度は公的機関からの貸与型が多くを占める。その他にも公的機関からの給付型、民間企業からの給付型・貸与型の奨学金が存在する。代表的な奨学金について詳細に述べていく。

I. 公的奨学金（貸与型）

1. 日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）

日本学生支援機構奨学金における奨学金の種類は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）の2種類である。第一種、第二種共に商況に応じて月額貸与金額を変更することができる。利子の利率は市場金利を考慮し上限3%以内となっている。

(1) 一種奨学金（無利子）

大学学部生は貸与月額を次の中から選択することができる。

国公立		私立		
自宅	自宅外	自宅	自宅外	
45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円	30,000 円

また採用条件の一つに学力基準がある。高校時の予約申請時、大学入学時の定期採用時は、高校2年、3年生の平均評定が3.5以上となる。また2年生以上については、「秀、優、良、可」の数を単位数から求めた平均値により学校ごとの基準によって推薦している。貸与入学時から卒業時までの期間に及ぶため、最大で48ヵ月間受けることができる。そのため私立自宅外64,000円を48ヵ月に渡り貸与を受けると3,072,000円となる。卒業後、毎月15,000円返還すると返還期間はおよそ17年に及ぶ。

(2) 二種奨学金（有利子）

貸与月額は国立、公立、私立、自宅・自宅外にかかわらず次の5種類の月額から選択できる。種類は30,000円、50,000円、80,000円、10,000円、120,000円で、120,000円を選択した場合に限り、希望により私立大学の医・歯学課程は40,000円、薬・獣医学課程は20,000円の増額が可能となっている。貸与金額は増額、減額ともに家計状況により申請をすれば、随時可能となる。しかし簡単に増額できるため、将来返還のことを考慮すると安易にすべきではない。在学期間中は無利子。卒業後、貸与金額に利子がついた金額で総返還額が決定する。利率は市場金利を考慮し3%以内となっているが、現在の利率の相場は1%前後であることを考えると非常に低金利な奨学金となっている。また利率には利率固定方式と5年ごとに金利を見直す変動利率方式がある。第一種奨学金と異なり、学力基準が存在しないため、比較的緩やかな基準で採用されるため、申請者のほとんどは家計基準が条件外にならない限り採用されることがほとんどである。こちらも第一種奨学金同様に48ヵ月の併用期間が可能。最大貸与金額は5,760,000円（元金）。利率3%で計算すると総返還額は7,488,000円。毎月25,000円返還していくと返済期間はおよそ25年に及ぶ。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

入学月を貸与始期として希望により入学月の基本月額に 100,000 円、200,000 円、300,000 円、400,000 円、500,000 円の中から選択して増額して貸与を受けることができる。貸与条件は第一種奨学金または第二種奨学金を希望する次の基準を満たす申請者。この入学時特別増額貸与奨学金のみを利用することを目的としての申請は不可。奨学金申請時の家計基準における認定所得金額がゼロ評価となる人。4人世帯で家計支持者の給与所得が4,000,000円以下程度で日本政策金融公庫から国の教育ローンを申請し、収入が低いことを理由に融資を受けることができなかった場合。また第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金について同時に貸与を受けることができるため、すべてを最大金額で貸与受けるとその合計金額は、利率 3% で計算すると、8,138,000 円となる。

(4) 得連動返還型無利子奨学金（無利子）

平成 24 年度採用学生より適用される制度。学力基準・家計基準について第一種奨学金と同様。

奨学金申請時の家計支持者の所得金額が 2,900,000 円（年収）以下の場合に適応される。その場合に奨学生本人も年収が 2,900,000 円を超えるまでの間は返還が無期限に猶予される。これまでにも、低所得や無収入を理由に申請し、その理由が認められた場合に返還を最大 5 年間猶予してもらえる。猶予期間が 1 年以上に渡る場合にはさらに届け出が必要。そのため永久に奨学金を返還しないのではないかという懸念もある。新設された制度のため、問題点は多くある。いち早く制度の内容について整備が求められる。

2. 地方自治体奨学金

地方自治体では本人の居住地、本人の出身地、保護者等の居住地、学校の所在地などを地域条件に奨学金貸付を 47 都道府県すべてが行っている。ただし、日本学生支援機構の奨学金と地方自治体の奨学金を併用して受けることはできない。数が多いので、具体的説明を割愛する。

3. その他

民間団体による奨学金が多数ある。その具体的な説明についても割愛する。

Ⅱ．日本学生支援機構奨学金大学院第一種における返還免除

在学中に特に優れた業績をあげた者として学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される。学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としている。

大学（学部）、短期大学もしくは高等専門学校で 1 年次に入学し貸与を受け、卒業後教育の職に就いた場合の奨学金返還特別免除制度は、平成 10 年 4 月 1 日以降に廃止となった。ただし平成 10 年 3 月 31 日以前にこれらの学校に入学し、その在学期間中の平成 10 年 4 月 1 日以降に第一種奨学金の貸与を受け、引続き進学している等就職するまでの期間が所定の要件を満たしている場合は、奨学金返還特別免除制度の対象となる。

Ⅲ．民間企業による奨学金（貸与型）

1. 株式会社オリエンタルコーポレーション（以下オリコ）

全国の大学 450 校以上、専門学校 1,500 校以上との提携による学校指定の教育ローン。学費サポー

トプランという形で学校提携の入学金、授業料などの学納金を一括して立替。原則、連帯保証人は必要ないが、審査の結果必要になる場合がある。在学期間中から金額の一部を返還していくことが可能。そのため、在学中の割賦金額を少なくして、卒業後から割賦金額を増やすことが可能。年収(保護者)・学力などの制限は特に設けていない。利用可能金額は100,000円以上5,000,000円以下(利用残高合計)となっている。返済額が4,500,000円を超えると毎月の最低返還金額が60,000円となる。金利手数料について提携学校により異なる。本学の利率は4.1%と学生支援機構と比べると割高となっている。また早稲田大学3.5%、上智大学では4.5%となっている。5,000,000円を利用した場合、金利手数料を含むと5,205,000円となる(利率4.1%で計算)また日本学生支援機構奨学金と併用して借入をすることができる。その他にも同様の教育ローンでの支援を次のような企業が行っている。東京三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行などである。

Ⅳ. 民間企業による奨学金(給付型)

1. 株式会社りそな銀行

公益信託江東信用組合奨学基金の給付を行っている。東京都内の高校を卒業し、都内に住所を有し都内の大学に通う学生を対象とする。勉学の意欲があり、経済的理由により援助が必要な場合に認められる。採用人数は2名。月額30,000円が4年間に渡り給付される。

2. 株式会社三菱商事

被災者支援を目的に奨学金を給付。4月現在、国内の大学学部及び大学院修士課程、並びに短期大学に在籍する正規学生で、2011年3月11日に発生した東日本大震災の被災により経済的事由により修学が困難な状況が見込まれる学生を対象。審査を通過した学生に対して月額100,000円が1年間に渡り給付される。原則、支給期間は1年間だが、経済状況に変化の見込みがない場合は正規の在学期間、継続が認められる。

参考文献

日本学生支援機構「金の貸与を希望される方へ」

<http://www.jasso.go.jp/saiyo/index.html#houhou> Accessed 6 Oct 12

日本学生支援機構「入学時特別増額貸与奨学金について」

<http://www.jasso.go.jp/saiyou/daigaku.html#zougaku> Accessed 7 Oct 12

日本学生支援機構「奨学金予約の申込方法」

<http://www.jasso.go.jp/saiyou/kouninmoushikomi.html> Accessed 7 Oct 12

学生支援機構「返還期限の猶予」

<http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/index.html> Accessed 7 Oct 12

提携教育ローン「学費サポートプラン」

<http://www.orico.TV/gakuhi/summary.php> Accessed 4 Oct 12

りそな銀行「社会貢献～公益信託」

<http://www.resona-gr.co.jp/risonabank/> Accessed 4 Oct 12

三菱商事「三菱商事緊急支援奨学金」

<http://www.mitubishicorp.com/jp/ja/scholarship/110415.html> Accessed 07 Oct 12

(2012.10.9 受稿, 2012.12.20 受理)